



# 地方税法の改正

## 市税はこう変わる

昭和五十一年度の地方税法改正案は、現在、国会に提出され、近く改正される予定で、

これ、登別市の税金もいくつかが改正しなければなりません。この結果、市民のみならず、負担が増えることになりませんが、これは市長の考え方がかわらず、改正しなければならぬものです。

最近、他の市町村では、地方財政が苦しいことを原因に、法律にかかわらず、その市町村独自で、増税や、使用料、手数料などを値上げする動きがあります。

しかし、当市は、けっして莫大な財政ではありませんが、国鉄運賃郵便料金、酒、タバコの値上がりによる、市民の生活が苦しい状態であることを考慮し、徹底した節約と、効率的な運用のなかで、市民生活を守ることを最重点と考えます。

したがって、本年は、増税や使用料、手数料などの値上げはしない方針でしたが、国の法律が改正になれば、その分はどうしても、改正しなければならぬ仕組みになっておりますので、ご理解ください。なお、その中でも市長の考え方で、上げ幅を調節できる点が若干ありますので、それらではできるだけ、最低の線でおさえ増税にならないよう努力するつもりです。

改正の主な点は次のとおりです。

**▽住民税**  
住民税は均等割、所得割の合算で課税されますが、今回の大きな改正は、均等割が引き上げられることです。

**○個人及び法人の均等割の引き上げ**

### (個人市民税)

現在使用している、均等割の標準及び制限税率は、昭和二十六年以降改正されていないため、貨幣価値が変わり、当初の目的をたしてないことが、大きな改正理由です。税率は別表1のようにになります。

均等割は、七百円と一千元までの課税幅があり、各市町村長の考え方によって、税率が決められますが、当市としては、最低の税率を使用する予定です。また、この均等割に道民税の均等割(三百円)が合算となり、均等割合算では、昨年より六百円程度、ふえることとなります。

なお、昭和五十年までは、市内に居住して所得のある全人員に、均等割が課税されていましたが、五十一年度からは、一定所得以下の方には課税されない予定です。

**(法人市民税)**  
法人市民税の均等割は、別表2のようになりますが、税率は検討中です。

**○障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税限度額を、年間所得七十万円(現行六十万円)に引き上げ**

たとえば、老年者で年金、恩給で生活している方は、百九十八万円以下であれば、市民税が課税にならないこととなります。(老年者の公的年金については、七十八万円の特別控除があります)

**○個人の白色申告者の専従者控除限度額を四十万円(現行三十万円)に引き上げ**  
**○老年者の要件である所得限度額**

を一千万円(現行五百万円)に引き上げ

**○医療費控除の定額基準を五万円(現行十万円)に引き上げ、控除限度額を二百万円(現行百万円)に引き上げ** 表3参照

たとえば、年間所得百五十万円の方が、医療費に九万円支払えば、昨年までの計算ですと、一万五千元が控除されますが、今年度は、四万円が控除となり、最高二百万円まで受け取ることが出来ます。

**▽軽自動車税**  
軽自動車税については、長期にわたり税率が据え置かれており、道路の維持管理費が増大していることなどから、一般用車では、おおよそ三十割、営業用車においては、十五割程度引き上げられ、表4のような税率となる見込みです。

**▽ガス税**  
ガスの負担、軽減をはかるため税率を二割(現行三割)に引き下げとなります。

ただし、実施は五十二年一月一日からです。また、ガス税はプロパンには課税されませんので申し添えます。

**▽国民健康保険税**  
国民健康保険税の課税限度額を十五万円(現行十二万円)に引き上げます。ただし、当市では五十年までは最高十万円としていました。

**▽固定資産税**  
次に税制改正と関係のある固定資産の評価替えについて、主な点をお知らせします。

本年は国の定めた固定資産評価基準により、三年に一度おとすれ

たっていますので、次のとおり固定資産(土地、家屋)の評価替えが行われました。

**○土地について**  
土地のうち、宅地については、表5の「地区別上昇割合」のように、今回の評価替えによる評価額は、昭和五十年の価額にくらべて、一・三二倍、また、畑については、一・一倍、山林については、一・二倍高くなりました。

したがって、税の負担もかなり増えますので、増えた分は、五十三年度までの三年間で、分割して負担していただくこととなります。

**新・増築家屋(昭和五十年一月二日以降に建築されたもの)**は、昭和五十年の価額にくらべ、木造家屋で一・五倍、木造以外の家屋で一・四倍(軽量鉄骨に係る工場・倉庫等は一・三倍)高くなっていますので、税負担も同程度高くなります。

これまでの家屋(昭和五十年一月一日以前に建築されたもの)は、今回の評価替えによる評価額が、安くなった家屋を除いて(このような家屋は、物置などの一部を除いてほとんどない)は、昭和五十年年度価額を使用しますので、税額もおおむね、昭和五十年と同程度になります。

**固定資産台帳の縦覧日延期**  
昭和五十一年度の固定資産課税台帳の縦覧日は、地方税法の改正案の成立が遅れた見込みのため、地方税法第四百五十五条一項の但し書きにより、次の通り延期したので、お知らせします。

**○期間** 昭和五十一年四月一日から同年四月二十日まで

**○場所** 市役所税務課資産係

**○時間** 平日 九時から十七時  
土曜 九時から十二時  
ただし、日曜、祭日は除く

別表 1

改正案	現行
標準税率	700円 標準税率 200円
制限税率	1,000円 制限税率 300円

約3倍の引き上げ

別表 2

改正案	現行
標準税率	700円 標準税率 200円
制限税率	1,000円 制限税率 300円

約3倍の引き上げ

別表 3

医療費算出式  
(支払った医療費の額) - (保険金等で補てんされる額) = 医療費控除額  
(5万円と所得金額の合計額の5%)  
(%とのいずれか少ない方の金額) (最高200万円)

別表 4

区分	現行(年額)	改正案(年額)
原動機付自転車	500円	650円
軽自動車及び小型特殊自動車	800円	1,000円
二輪のもの(側車付のものを含む)	1,000円	1,300円
三輪のもの	1,500円	2,000円
四輪以上のもの	2,000円	2,600円
乗用	4,500円	5,200円
貨物用	2,500円	2,900円
二輪の小型自動車	2,500円	3,300円

別表 5

宅地の地区別上昇割合調べ (固定資産評価替えによる50年との対比)

地区名	上昇率	地区名	上昇率	摘要
カルルス町	1.17	富田町	1.38	平均
ル別町	1.19	土倉川町	1.34	ク
登別町	1.14	新山町	1.39	ク
中登別町	1.33	新山町	1.17	ク
登別町	1.36	新山町	1.41	ク
登別町	1.40	新山町	1.18	ク
登別町	1.40	新山町	1.37	ク
富山町	1.23	大若町	1.38	ク
富山町	1.30	大若町	1.38	ク
千代町	1.36	大若町	1.46	ク
常盤町	1.26	大若町	1.47	ク
中柏町	1.30	大若町	1.40	ク
	1.35	大若町	1.38	ク
	1.34	大若町	1.30	ク
	1.39	大若町	1.34	ク
		大若町	1.21	平均1.32

注：なお、上記表の割合は平均のため、各個人の上昇割合は、状況に応じて多少変動があります。

# 北海道社会貢献賞に輝く



三浦吉治さん



大岩昌生さん

## 市内から二名が受賞

登別市内から二名の方が、昭和五十年年度の北海道社会貢献賞を受賞し、二月十二日に知事表彰が行われました。

青少年健全育成成功労者の三浦吉治さん(四一)と登別温泉町六〇と、交通安全功労者の大岩昌生さん(五五)と登別町一〇二一〇のお二人です。

三浦吉治さんは、さる四十年に登別市青年団体連絡協議会の設立にあたって、中心的な役割を果たし、四年間におたって会長として活躍したほか、地区子供会の指導にも努力され、登別市子供会育成連絡協議会のリーダーとしても活動されています。

道青少年育成推進員、市青少年補導委員、市社会教育委員。

大岩昌生さんは、昭和三十七年から、室蘭地区交通安全協会理事として、組織の指導育成に中心的存在で、献身的に努力されていましたが、昭和四十三年には交通安全

全実践団体としての、登別交通安全協会の設立のため献身的な努力をされました。

設立後も組織の中核として、指導育成に努力、現在の登別交通安全協会を育てた功績は大きく、さらに、昭和四十四年からスタートした、登別市交通安全市民運動推進委員会の理事として、抜群の企画指導力をもって、その推進向上に努力されました。

また、医師の立場から、成く地域住民の交通安全思想の普及に貢献され、自らも無事故二十年、安全運転監視者として、積極的な交通安全活動を続けています。

## 市民文芸

### 俳句

惠壽園俳句会作品



それとすぐ解る味き夫帰る

市民俳句会作品

中里 ニキ

## 2月の平均小売価格

品目	種別	単位	平均価格	対前月比	対前年比
野菜	はくさい	100g	11.4	137.3	150
	きゅうり	100g	26.6	98.2	364.4
	大根	100g	15.4	135.1	220
	ねぎ	100g	17.1	139.0	174.5
	ゆかり	100g	41.4	114.0	99.0
茶	さば	100g	22.5	90	87.9
	はつ	100g	27.9	110.0	77.9
	まがれい	100g	59.4	113.1	106.1
米穀	標準備格米	10kg	2,604.4	99.9	128.7
	内地米	10kg	3,426.9	98.0	107.3
肉類	豚肉(上)	100g	168.1	98.9	133.1
	燃料	プロパンガス	10kg	1,592.5	101.0
灯油	石油缶入	18ℓ	697.5	101.4	109.0
	ドラム缶入	200ℓ	7,137.5	101.1	109.2
衣料	シャツ	1枚	578.1	100	106.6
	長そで	1枚	798.8	103.4	97.4
	ワイシャツ	1枚	2,263.8	99.5	108.8
理美容	髪代	1回	1,637.5	97.8	121.3
	パーマメント代	1回	3,825	100	115.5
クニリング	ワイシャツ	1枚	95	100	111.8
	スカート	1着	216.3	103	109.5
計			25,263.1	100.1	111.2

## キャベツの高値

消費生活モニターによる、二月の市内平均小売価格(八品目)の調査結果ができました。

ついでに、特に値上りの多いのは、野菜で、冬期間の品不足もあって、前月比で玉ねぎが三九%、白菜が三七・三%、大根が三五%となっています。野菜に続いて、まがれいほつげなどの生鮮魚介類が十%強の値上りで、その他のものは、ほとんど二桁台の上昇にとどまり、

今のところ沈静化のようです。対前年比では、前月にひき続いて、キャベツが高騰し三六四・四と驚異的な数字を示しており、これに続いて大根の二二〇、玉ねぎ一七四・五、白菜の一五〇、そして豚肉一三三・一、標準備格米の一八・七で、さば、ほつげは去年に比べ安くなっています。

## スポーツ短信

第七回道民スポーツ胆振冬季大会結果

- ◎大回転競技 長沼 薫(中学女子四位)、野呂里美(同六位)、中野正通(中学男子二位)、加藤浩(同二位)、岩淵敬孝(同六位)、丸山誠一(少年組一位)、鈴木功一(成年組三位)

- 第一回登別スキー連盟会長杯胆振ジュニア大回転競技大会結果
- 藤田弘子(小学女子一位)、加藤祐子(同四位)、野呂里美(中学女子三位)、本吉孝光(小学男子一位)、岩間敏文(同二位)、加藤浩(中学男子二位)、中野正通(同三位)

## 交通安全ポスターの入選作品をきまる

交通安全の意識を高めてもらうため、募集していた交通安全ポスターの入選作品が決まりました。応募作品は、小学生が四十八名、中学生が百二名で、教育委員会、小・中学校教員、室蘭民報社などから六名の審査員が、審査にあたりました。

この結果、次のとおり入選作品が決まりました。

- 小学校の部
  - 特選 宮永裕己(東小三年)
  - 入選 中西人己(東小六年)
  - 登山栄二(東小六年)
- 佳作
  - 石川 泉(温小五年)
  - 大竹 博(東小五年)
  - 鹿内只和(東小六年)

- 中学校の部
  - 特選 石川正彦(温中二年)
  - 入選 木村 誠(温中二年)
  - 向中野千恵(温中三年)
  - 吉崎喜美代(温中二年)
  - 牧野美智代(温中一年)
  - 佐々木 香(温中一年)



交通安全ポスター、中学生の部で特選になった石川正彦君の作品。形が良くまとまっており、技術的にも特に優れていました。

今野 広人

- 川口 静波
- 丸山 初子
- 松重ひろ志
- 松原ひろ志
- ふと子なき淋しき初湯溢れても
- 伴と思ふ呼吸かけ初鏡
- 中山 ミヨ
- 加賀谷みつ
- 縮崎 喜代
- 館崎 喜代
- 加賀谷みつ
- 縫いあげし孫の春着を壁に吊る
- 行きずりの人にも年詞お元日
- 市民俳句会作品
- 中里 ニキ
- 佐藤寒帯荘
- 内山三極子
- 初詣まず一輪を謝しにけり
- 雪かたき嵩あく夜の凍てはじむ
- 今野 広人
- 孫たちのしぐさにどっと初笑い
- 柴田 貞山
- 千葉 風雨
- 初孫の産声やよしお元日
- 市岡美智子
- 突堤に一舟見いて初景色
- 平間 一林
- 閑寝る冬の砂浜傾斜にし
- 中田 睦村
- 相寄れば人には触れず冬籠

# おしらせ

## 公住補充入居者を募集

市では、昭和五十一年度の公営住宅補充入居者を募集しますので希望者は申し込んでください。この補充入居とは、今回の申し込み者の中から入居資格者を選考し、入居順位をつけ登録します。公営住宅に空家が出ましたら、この入居順位で入居できることとなります。したがって、入居希望者は、今回申し込みなければ空家ができて入居できません。

なお、現在申し込みを始めて、まだ入居できない方も再度申し込みてください。

### ▽募集団地

市営住宅、道営住宅の全団地、(紅葉谷、登別温泉団地は除く)

## ご利用ください 時間外の諸証明交付を

市役所の勤務時間内に来庁できない市民の方に、諸証明(戸籍謄抄本、住民票の写し)を電話などで受け付け、午後七時まで交付できるようにしております。

### ▽受け付け時間

諸証明の交付申請受け付け時間は市役所の勤務時間内です。

平日 九時から十七時まで  
土曜日 九時から十二時まで

### ▽交付時間

午後七時までです。

### ▽受け付け範囲

時間外に交付する諸証明の受け

▽入居資格  
公営住宅に入居申し込みをしようとする方は、次に該当しなければなりません。

◎現在登別市内に居住しているか、勤務先がある方で、住宅に困まっていることが明らかの方。

◎現在同居中か同居しようとする親族のある方で、単身者は入居することができません。

◎以上に該当する方で、所得月額が、一種で三万六千円から六万五千円以下、二種で三万六千円以下の収入がある方です。

▽申し込み場所  
市建築指導課住宅係へ申し込み書を直接持参し、申し込みください。

▽受け付け期間  
三月二十二日から三月三十一日までです。

▽その他  
申し込み用紙、募集案内書は建築指導課住宅係(電話五局二二一)内線二六五)又は各支所にありますのでご利用ください。

防署出張所職員に引き継ぎます。消防署出張所職員は、申請人から申し出があったとき、手数料と引き換えに諸証明と領収書を申請人に交付します。

▽申し込み先(電話番号)  
◎本庁(市民課市民係) 五局二二一  
◎一内線二二七

◎警別支所 六局六一一  
◎登別支所 三局一一一  
◎登別温泉支所 四局二〇六八

消費生活モニターを募集  
市民のみなさんの消費生活の実態を調査し、みなさんのご要望やご意見をできるだけ消費者行政に反映させるため、消費生活モニターを募集しています。

▽応募できる方  
市内にお住まいの主婦

▽募集人員  
十六名

▽任期  
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで

▽お願ひすること  
・年数回実施するアンケートに回答する。  
・消費生活についての情報、意見要望、苦情などを随時報告する。  
・講習会、研修会、懇談会などに出席する。

が切れますので、財団法人機械電子検査検定協会と関東計器検定所から、騒音計移動検定車ができます。この機会をのがさずご利用ください。

◎日程と場所  
七月七日(十時~十五時まで)  
室蘭市役所公用車配車センター(室蘭市栄町二丁目、電話〇一四三二二二)一〇二二)

◎問い合わせ先  
北海道計量検定所指導課(札幌市中央区南二条西二丁目、電話〇一一一五六一〇八一)

市観光商工課(電話五二二一一)内線二七三)

献血にご協力を  
献血推進協議会では、三月二十六日、十時より十二時までの二時間中央公民館前で献血を行ないます。移動採血車「ひまわり号」をお見かけになりましたら、自分自身やご家族のためにも、進んで愛の献血にご協力ください。

野犬掃とう実施中  
三月三十一日まで野犬掃とうを市内各地域で行なっています。この期間中、野犬および放し飼いされている畜犬のすべてを対象に捕獲処分しています。

特に、三月、四月にかけて犬の繁殖期に入り、犬の行動が粗暴になります。放し飼いすることで群をなし、人畜に危害を加えるようになりますので、絶対に放し飼いをやめ、十分な運動をさせましょう。

騒音計移動検定車  
騒音計移動検定車  
本年六月三十日まで騒音計(騒音計)を検定する計器)の猶予措置

## 春期予防接種を行います

春の子防接種を、次の日程で行いますので、生後三ヶ月以上の乳幼児は、全員が受けるようにしてください。

また、中央公民館では「毎週木曜日、年間を通じて」予防接種を行なっていますので、対象年齢内の乳幼児で、病気等でまだ完了していない方は、相談のうえ接種するようにしてください。

◎注意事項  
・体温は必ず家で計ってくること。  
・母子手帳を必ず持参すること。  
・会場が混雑しますので、対象児以外は連れてこないこと。

※この記事掲載時点での手防接種法の改正がなされていないため、「種痘・ジフテリア(第三期)」は掲載していませんのでご承知おきください。

中央公民館	一時~一時三十分終了	種別	対象者	回数	料金
三種混合	生後24ヶ月以上36ヶ月以内の未接種者(第1期) 第1期終了後1年から1年半に至るもの(第2期)	3	無料		
生ツクチン	生後3ヶ月から18ヶ月に至る期間 第1回投与後5週間以上経過したもの	1	◇		
種痘	現在のところ「見合せ中」につき中止				
ブ反BCG	生後3ヶ月から3歳までの未接種者	1	◇		
ジフテリア	小学校卒業前の未接種者	1	◇		
破傷風	生後3ヶ月以上の希望者	2	◇		
日本脳炎	3歳以上の者で海外旅行等を予定している希望者 初回2回接種、追加1年後1回、その後3~4年に1回	2	有料		

種別	対象者	回数	料金
三種混合	生後24ヶ月以上36ヶ月以内の未接種者(第1期) 第1期終了後1年から1年半に至るもの(第2期)	3	無料
生ツクチン	生後3ヶ月から18ヶ月に至る期間 第1回投与後5週間以上経過したもの	1	◇
種痘	現在のところ「見合せ中」につき中止		
ブ反BCG	生後3ヶ月から3歳までの未接種者	1	◇
ジフテリア	小学校卒業前の未接種者	1	◇
破傷風	生後3ヶ月以上の希望者	2	◇
日本脳炎	3歳以上の者で海外旅行等を予定している希望者 初回2回接種、追加1年後1回、その後3~4年に1回	2	有料

種別	対象者	回数	料金
三種混合	生後24ヶ月以上36ヶ月以内の未接種者(第1期) 第1期終了後1年から1年半に至るもの(第2期)	3	無料
生ツクチン	生後3ヶ月から18ヶ月に至る期間 第1回投与後5週間以上経過したもの	1	◇
種痘	現在のところ「見合せ中」につき中止		
ブ反BCG	生後3ヶ月から3歳までの未接種者	1	◇
ジフテリア	小学校卒業前の未接種者	1	◇
破傷風	生後3ヶ月以上の希望者	2	◇
日本脳炎	3歳以上の者で海外旅行等を予定している希望者 初回2回接種、追加1年後1回、その後3~4年に1回	2	有料